

## 新島 襄の言葉

伊藤 彌彦（大学法学部教授）

一八八〇年代後半におこった一致教会・組合教会合併問題に反対したときの、新島襄の立論の基準、が示されている言葉である（『新島襄全集』2・五〇九頁）。

アメリカ市民社会生活を満喫して帰国した新島襄の眼に映ったわが国の光景は、「俄然明治の時代と変化し、…陽に自由を好むも」、まだ「压制諸侯の下に生成し」た人々に残っている権威主義であった。「真の自由の志操」を知らず、上に「頭を載きたがる傾向」である。「まして教会の如きはこの種類の人十に八・九を占めたりと云はざるべからず」と手厳しい（同書、五一七―五一八頁）。

ここにいる「民治衆治主義」はデモクラシーを指し、寡人政府主義と対比されていた。前者は自治主義、後者は中央集権主義である。注目すべきはこの概念を新島襄が、ポリテイカル・リバティーでなくシビル・リバティーの問題として発言したことである。関心は「身ノ上ノ自由」「志操ノ自由」、そして自発的結社の組織原理にあった。同時代人の自由認識と比較されたい。

二十一世紀の今日でもわが国の小集団のあり方は、小は学生サークルから教授会、重役会にいたるまで、ボス支配からの脱却を生きた課題としている。

我の邦定、千百年ノ後、世は自由ノ自れ、  
民治衆治之矣。夫ノ真意、我ニ在リ。  
此の如き、立テ我カ自由ノ為メ、  
志操ヲ立テ、我カ自由ノ為メ、

一致論ハ甚面白クアルモ、我カ邦家千百年ノ後ノ  
世迄自由ノ泉トナルヘキ民治衆治主義ヲ失フノ憂  
アレハ、我カ必ラスムシロ旗ヲ立テ我カ自由ノ為  
ニ戦ハサルヲ得ス